

○平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件）の一部を改正する件

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の第二第三号ヲ及び第三号の二の二の規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の各号に掲げる条件のいずれかに適合すること。</p> <p>1 管体の見やすい箇所に当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。</p> <p>2 当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示されるようにすること。この場合において、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該特定の操作による当該表示の表示方法について、書類等による表示により明らかにするものとする。</p> <p>四 五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>1 親局（証明規則別表第二号第三注12(5)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次のとおりであること。</p> <p>（一）（二）（略）</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の第二第三号ヲ及び第三号の二の二の規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz又は五、三三〇MHzの周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、 管体の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨 が表示されていること。</p> <p>四 五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz 又は五、三三〇MHzの周波数の電波を使用する無線局及び五、五〇〇MHz、五、五 一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五 八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六 四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波 数の電波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>1 親局（証明規則別表第二号第三注12(3)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次のとおりであること。</p> <p>（一）（二）（略）</p>

三 (一)及び(二)において、レーダーが送信する電波及び当該電波を検出する確率（以下「検出確率」という。）は、次のとおりであること。

(1) 屋内において五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、別表第一号によること。

(2) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、別表第二号から別表第四号までによること。

四 (一)及び(二)において、レーダーが送信する電波に対する親局の受信電力は、絶対利得〇デシベルの空中線で受信するレーダー波送信期間中の平均電力において、次のとおりであること。

(1・2) (略)

五 無線設備は、利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視によりレーダーが送信する電波を検出した場合には、当該電波を検出してから三〇分の間、当該電波が検出された周波数の電波の送信を行つてはならない。

六 無線設備は、運用中チャネル監視によりレーダーが送信する電波を検出した場合には、無線設備及びそれに従属する子局（証明規則別表第二号第三注12(5)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数の電波の送信を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、全ての無線設備の送信時間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。

2 (略)

三 (一)及び(二)のレーダーが送信する電波及び当該電波を検出する確率（以下「検出確率」という。）は、次のとおりであること。

(1) 屋内において五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備が検出するレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率については、別表第一号によること。

(2) 五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備が検出するレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率については、別表第二号から別表第四号までによること。

四 (一)及び(二)のレーダーが送信する電波に対する親局の受信電力は、絶対利得〇デシベルの空中線で受信するレーダー波送信期間中の平均電力において、次のとおりであること。

(1・2) (略)

五 無線設備は、利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により(一)及び(二)のレーダーが送信する電波を検出した場合には、当該電波を検出してから三〇分の間、当該電波が検出された周波数の電波の送信を行つてはならない。

六 無線設備は、運用中チャネル監視により(一)及び(二)のレーダーが送信する電波を検出した場合には、無線設備及びそれに従属する子局（証明規則別表第二号第三注12(3)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数の電波の送信を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、すべての無線設備の送信時間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。

2 (略)

別表第一号～別表第四号 (略)

別表第一号～別表第四号 (略)